

愛知県立大学学則

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
 - 第2章 教育研究上の基本組織及び収容定員(第4条・第5条)
 - 第3章 センター及び附属施設(第6条・第7条)
 - 第4章 職員組織(第8条—第10条)
 - 第5章 人事委員会及び教授会(第11条—第13条)
 - 第6章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第14条—第18条)
 - 第7章 入学、休学、転学等(第19条—第39条)
 - 第8章 授業科目、単位数及び履修方法(第40条—第50条)
 - 第9章 卒業及び学位(第51条)
 - 第10章 入学検定料、入学料及び授業料(第52条—第55条)
 - 第11章 賞罰(第56条・第57条)
 - 第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等(第58条—第64条)
 - 第13章 厚生保健施設(第65条)
 - 第14章 公開講座(第66条)
 - 第15章 受託研究及び共同研究(第67条・第68条)
 - 第16章 大学院(第69条)
 - 第17章 補則(第70条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知県立大学(以下「本学」という。)は、愛知県における知の拠点として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な人材を育成するとともに、文化の創造と発展並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 前2項の点検、評価及び公表に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表等)

第3条 次条に定める各学部又は各学科は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表する。

第2章 教育研究上の基本組織及び収容定員

(学部、学科及び専攻)

第4条 本学に、次の学部、学科及び専攻を置く。

外国語学部	英米学科
	ヨーロッパ学科
	フランス語圏専攻
	スペイン語・ポルトガル語圏専攻
	ドイツ語圏専攻

中国学科

国際関係学科

日本文化学部

国語国文学科

歴史文化学科

教育福祉学部

教育発達学科

社会福祉学科

看護学部

看護学科

情報科学部

情報科学科

(収容定員)

第5条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 センター及び附属施設

(センター)

第6条 本学に入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター及び地域連携センターを置く。

(附属施設)

第7条 本学に、研究所等の共同研究施設を置く。

2 その他本学に必要な附属施設を置く。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 職員組織

(職員)

第8条 本学に、次の職員を置く。

学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて副学長を置き、本学の教授をもって充てる。

(学部長)

第9条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

(センター長)

第10条 入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター及び地域連携センターにそれぞれセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

第5章 人事委員会及び教授会

(人事委員会)

第11条 本学に人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会は、教授の全員をもって組織する。

3 教授会には、准教授、常勤の講師及び助教を加えることができる。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。

(委任)

第13条 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第14条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第15条 在学期間は、8年を超えることができない。

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に

規定する休日

(3) 開学記念日 5月1日

(4) 春季休業日 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月9日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日以外の日に臨時に授業を行わないことができる。

第7章 入学、休学、転学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学願)

第21条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

(入学者の選考)

第22条 本学に入学しようとする者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の選考に合格した者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第24条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに本学所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可の取消し)

第25条 学長は、正当な理由がなく、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学)

第26条 本学の情報科学部の3年次に編入学しようとする者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

2 学長は、前項の選考に合格した者に対して入学を許可する。

(留学)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを認めることができる。

2 学生は、前項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 第1項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。ただし、第39条の規定による留学の場合を除く。

(休学)

第28条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため引き続き2月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、病気その他の理由のため修学が不適当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1年以内とする。

2 学長は、特別な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。ただし、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 学生は、休学期間満了のとき、復学願を学長に提出しなければならない。

2 休学期間中に休学の事由が消滅したときは、復学願を学長に提出しなければならない。

3 病気の治癒を理由として復学しようとする学生は、復学願に医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第31条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 病気のため退学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第32条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号いずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

(1) 4年の休学期間を経過した者

(2) 8年の在学期間を経過した者

(3) 正当な理由がなく、授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者

(4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第34条 次の各号に掲げる者は、同一学部同一学科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

(1) 第31条の規定により退学した者

(2) 前条第1号の規定により除籍された者

(3) 前条第3号の規定により除籍された者で、除籍の日から2年以内に未納の授業料を納付した者

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から4年以内に限り、提出することができる。

4 第24条及び第25条の規定は、再入学について準用する。(転入学)

第35条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

3 転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

4 第24条及び第25条の規定は、転入学について準用する。(転学部・転学科等)

第36条 本学の学生で、他の学部の学科、同一学部の他の学科又は同一学科の他の専攻に転籍しようとする者は、転籍願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第37条 第26条の規定により編入学を許可された者及び前3条の規定により再入学、転入学又は転籍を許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び文部科学大臣の定めるところによる学修の取扱い、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定等)

第38条 大学若しくは短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。)を卒業し、若しくは中途退学した者又は大学若しくは短期大学において科目等履修生であった者が新たに本学の第1年次に入学した場合には、教育上有益と認めるときは、本学において修得したも

2 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を行った者が新たに本学の第1年次に入学した場合には、教育上有益と認めるときは、本学における授業科

目の履修とみなして、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定による単位の認定等は、合計60単位を超えない範囲で、各学部において行う。

(休学による留学)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、第27条の規定により外国の大学又は短期大学へ留学しようとする学生に対して、休学を認めることができる。

- 2 学生は、前項による休学を必要とするときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

第8章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目の区分)

第40条 授業科目は、次のように区分する。

- (1) 全学共通科目
- (2) 専門教育科目
- (3) 免許及び資格に関する科目

(全学共通科目)

第41条 全学共通科目として、教養教育科目及び学術交流協定大学留学生対象科目をおく。

- 2 教養教育科目の学部ごとの授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2の1のとおりとする。

- 3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表第2の2のとおりとする。

(専門教育科目)

第42条 専門教育科目の各学部学科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3のとおりとする。

(免許及び資格の取得に関する科目)

第43条 免許及び資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第44条 授業科目の単位数の計算の基準は、各学部の履修規程で定める。

(授業の方法)

第44条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修の届出)

第45条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに所属学部長に届け出て、その承認を得なければならない。

- 2 学生が1年間に履修することができる卒業単位(卒業の要件として本学の定める学生が履修すべき単位をいう。以下同じ。)の合計は、各学部履修規程の定める上限以内としなければならない。

- 3 各学部履修規程の定める単位を優れた成績をもって修得した学生その他各学部の教授会が特に認めた者については、前項に定める上限を超えて履修することができる。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第46条 学生は、他の学部、学科又は専攻の授業科目を履修

することができる。

- 2 前項の場合において、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科又は専攻の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長の許可を得なければならない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第47条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学若しくは高等専門学校との協議に基づき学生が当該短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修を行うこと、又は大学設置基準第29条第1項の規定により大学が単位を与えることのできる学修(平成3年文部省告示第68号)第8号若しくは第9号に規定する学修を行うことを認めることができる。

- 3 学生は、第1項の規定により他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修しようとするとき又は前項の規定により短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修を行おうとするときは、他大学等授業科目履修願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位修得の認定)

第48条 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

- 2 前項の試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記、口述又は論文提出等の方法によって行う。

- 3 履修方法、試験、成績評価等に関する事項は、各学部履修規程の定めるところによる。

(他大学等における履修授業科目の単位認定)

第49条 第27条並びに第39条の規定により、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目については、本学の授業科目を履修したものとして、単位の修得を認定することができる。

- 2 第47条第1項の規定により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位については、本学において修得したものとして認定することができる。

- 3 第47条第2項の規定により、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を行った場合における当該学修については、本学における授業科目の履修とみなして、単位を与えることができる。

- 4 前3項並びに第38条第1項及び第2項の規定による単位の修得の認定は、合計60単位を超えない範囲で、各学部において行う。

(卒業に必要な単位数)

第50条 卒業に必要な単位数は、別表第4のとおりとする。

- 2 第44条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第9章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

- 第51条** 本学に所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者に対して、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。
- 2 本学に3年以上在学した学生で、卒業単位を優秀な成績で修得したと認める者には、第14条の規定にかかわらず、各学部履修規程の定めるところにより、その卒業を認定することができる。この場合において、学生は、早期卒業願を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前2項の規定により卒業を認定された者に卒業証書を授与する。
- 4 学長は、本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

第10章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料の額)

- 第52条** 入学検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。
(授業料の納付)

- 第53条** 授業料は、前期及び後期の区分により納付しなければならない。
- 2 納付期限は、別に定める。
- 3 休学、復学、退学及び除籍した場合の授業料納付の取扱いについては、別に定める。

(入学検定料等の不還付)

- 第54条** 納付された入学検定料、入学料及び授業料は、別に定める場合を除き、還付しない。

(入学料及び授業料の減免等)

- 第55条** 入学料及び授業料の減免及び猶予については、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

- 第56条** 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第57条** 学長は、学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して、関係教授会の議を経て懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒の手続については、別に定める。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

- 第58条** 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の

選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を掲載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。
- 4 科目等履修生の授業料は、入学の許可を受けた日後10日以内に本学所定の額の全額を納付しなければならない。
- 5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

- 第59条** 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生については、本条に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生)

- 第60条** 学長は、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者を、教授会の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学又は短期大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。

- 3 特別聴講学生については、本条に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

- 第61条** 本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは、学長は教授会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学しようとする者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 3 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。
- 4 研究生の授業料は、3月ごとに、当該期間に相当する本学所定の額を当初の月に納付しなければならない。
- 5 研究生として入学を許可された者が、第3項に定める入学料を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。
- 6 研究生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

- 第62条** 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学しようとする者があるときは、学長は、第22条に規定する入学者の選考により、又は同条に規定する入学者の選考によらないで教授会の選考を経て、外国人

留学生として入学を許可することができる。

- 外国人留学生として入学しようとする者は、外国人留学生入学願書、履歴書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。
- 外国人留学生は本学所定の入学検定料、入学科及び授業料を納付しなければならない。
- 外国人留学生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(研修員)

第63条 大学その他の団体の委託により、本学において特別の事項について研修しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、研修員として研修の許可をすることができる。

- 研修員を委託しようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 研修願
- 本人の最終学校の卒業証明書
- 本人の履歴書
- その他学長が必要と認める書類

- 研修員の研修の許可は、毎学期の始めに行う。ただし、特別の理由のある者は、この限りではない。

- 研修員として研修の許可を受けた者は、許可を受けた日後 10 日以内に本学所定の研修料の全額を納付しなければならない。

(客員共同研究員)

第64条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、本学において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受入れることができる。

- 客員共同研究員に関する事項は、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(保健室及び学生会館)

第65条 本学に保健室を置き、学生及び職員の健康管理及び応急処置を行う。

- 厚生施設として、学生会館を置く。

第14章 公開講座

(公開講座)

第66条 本学は、研究成果を社会に還元し、地域文化の向上に資するため、公開講座を行うことができる。

- 公開講座に関する事項は、別に定める。

第15章 受託研究及び共同研究

(受託研究)

第67条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

- 受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

第68条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、民間等外部の機関と共同研究を行うことができる。

- 共同研究に関する事項は、別に定める。

第16章 大学院

(大学院)

第69条 本学に大学院を置く。

- 大学院の学則は、別に定める。

第17章 補則

(補則)

第70条 この学則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

附 則

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行前に本学の開業準備行為として行った平成 21 年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。
- 第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員			
		平 成 21年度	平 成 22年度	平 成 23年度	
外国語 学 部	英 米 学 科	100人	200人	300人	
	ヨーロッパ 学 科	フ ラ ン ス 語 圏 専 攻	50人	100人	150人
		ス ペ イ ン 語 圏 専 攻	50人	100人	150人
		ド イ ツ 語 圏 専 攻	50人	100人	150人
	中 国 学 科	50人	100人	150人	
	国 際 関 係 学 科	40人	80人	120人	
日本文 化学部	国 語 国 文 学 科	50人	100人	150人	
	歴 史 文 化 学 科	50人	100人	150人	
教育福 祉学部	教 育 発 達 学 科	40人	80人	120人	
	社 会 福 祉 学 科	50人	100人	150人	
看 護 学 部	看 護 学 科	90人	180人	270人	
情報科 学 部	情 報 科 学 科	90人	180人	270人	
合 計		710 人	1,420 人	2,130 人	

附 則

この規則は、平成21年12月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目3教育福祉学部（1）教育発達学科の規定は、平成22年度の入学者から適用し、この規則の施行日の前日において在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目3教育福祉学部（1）教育発達学科の規定は、平成23年度の入学者から適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目2日本文化学部（2）歴史文化学科、3教育福祉学部（2）社会福祉学科及び4看護学部看護学科の規定は、平成24年度の入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2（第40条関係）及び別表第3（第41条関係）専門教育科目3教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第40条、別表第2の1（第40条関係）、別表第2の2（第40条関係）、別表第3（第41条関係）専門教育科目1外国語学部、2日本文化学部、3教育福祉学部（2）社会福祉学科、4看護学部及び5情報科学部並びに別表第4（第49条関係）の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 改正後の別表第1（第5条関係）の規定にかかわらず、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の外国語学部ヨーロッパ学科及び国際関係学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 科		収 容 定 員		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
外国語学部	フランス語圏専攻	195人	190人	185人
	ヨーロッパ学科 スペイン語圏専攻	195人	190人	185人
	ドイツ語圏専攻	195人	190人	185人
	国際関係学科	175人	190人	205人

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目1外国語学部（4）国際関係学科並びに3教育福祉学部（2）社会福祉学科の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月29日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第26条については、平成30年度入試から適用する。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第42条関係）専門教育科目1外国語学部並びに5情報科学部の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の1（第41条関係）教養教育科目、別表第2の2（第41条関係）学術交流協定大学留学生対象科目、別表第3（第42条関係）1外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、2日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3教育福祉学部（1）教育発達学科、（2）社会福祉学科、4看護学部看護学科並びに5情報科学部情報科学科の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、平成30年度の入学者から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の1（第41条関係）教養教育科目、別表第3（第42条関係）1 外国語学部（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科、（2）社会福祉学科及び4 看護学部 看護学科並びに別表第4（第50条関係）の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の1（第41条関係）教養教育科目、別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、2 日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科、（2）社会福祉学科、4 看護学部 看護学科及び5 情報科学部 情報科学科並びに別表第4（第50条関係）の規定は、令和3年度の入学者から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の2（第41条関係）学術交流協定大学 留学生対象科目、別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）

国際関係学科、2 日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に本学が行った令和5年度の入学に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。
- 第5条の規定にかかわらず、令和5年度、令和6年度及び令和7年度の外国語学部英米学科及びヨーロッパ学科スペイン語・ポルトガル語圏専攻（旧スペイン語圏専攻）の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
外国語 学 部	英 米 学 科	390人	380人	370人
	ヨ ー ロ ッ パ 学 科	スペイン語・ ポルトガル 語 圏 専 攻 (旧スペイン 語 圏 専 攻)	190人	200人

- 改正後の別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語・ポルトガル語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、（5）外国語学部共通専門科目並びに3 教育福祉学部（1）教育発達学科（2）社会福祉学科の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和5年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第42条関係）2 日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、令和6年度の入学者から適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表第1 (第5条関係)

入学定員及び収容定員

学 部	学 科	入学 定員	収容 定員	
外 国 語 学 部	英 米 学 科	90 人	360 人	
	ヨーロッ パ学科	フランス 語圏専攻	45 人	180 人
		スペイン 語・ポルト ガル語圏 専 攻	55 人	220 人
		ドイツ語 圏 専 攻	45 人	180 人
	中 国 学 科	50 人	200 人	
	国 際 関 係 学 科	55 人	220 人	
日 本 文 化 学 部	国 語 国 文 学 科	50 人	200 人	
	歴 史 文 化 学 科	50 人	200 人	
教 育 福 祉 学 部	教 育 発 達 学 科	40 人	160 人	
	社 会 福 祉 学 科	50 人	200 人	
看 護 学 部	看 護 学 科	90 人	360 人	
情 報 科 学 部	情 報 科 学 科	90 人	360 人	
合 計		710 人	2,840 人	

別表第2の1(第41条関係)

教養教育科目

科目区分	授業科目	単位数
APU教養コア科目	多文化社会への招待	2
	データサイエンスへの招待	2
APU教養連携科目	グローバル社会の諸問題	2
	多文化理解	2
世界を 理解 する	多文化理解	2
	Global Vision Talks	2
	言語コミュニケーションと多様性	2
	Japan's Interactions with Other Cultures	2
	Japan Seen from Outside	2
	原語で読む名著	2
	英語 I	4
	英語 II	4
	ポルトガル語 I	4
	ポルトガル語 II	4
	フランス語 I	4
	フランス語 II	4
	スペイン語 I	4
	スペイン語 II	4
	ドイツ語 I	4
	ドイツ語 II	4
	中国語 I	4
	中国語 II	4
	ロシア語 I	4
	ロシア語 II	4
韓国朝鮮語 I	4	
韓国朝鮮語 II	4	
日本語 I	4	
日本語 II	4	
教養外国語ショートプログラム	2	
外国語セミナー	Intercultural Seminars in English (英語セミナー)	4
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー)	4
	Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー)	2
	Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー)	2
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー)	2
	跨文化汉语研讨班(中国語セミナー)	2
APU教養連携科目	エリアスタディーズ 総論	2
地域を 掘り 下げる	フィールドで学ぶ社会	2
	愛知・日本	2
	愛知の文化遺産	2
	愛知の産業	2
	東海地方と日本文学	2
	日本の歴史と文化	2
	アジアの歴史と文化	2
	ヨーロッパの歴史と文化	2
	諸地域研究	2
	北アメリカの歴史と文化	2
中南米の歴史と文化	2	
アフリカの歴史と文化	2	
APU教養連携科目	ものづくりの現状と課題	2
社会に 生きる	現代社会	2
	日本国憲法	2
	法学入門	2
	政治学入門	2
	経済学入門	2
	社会福祉学入門	2
	比較文化社会学入門	4
	社会学入門	2
現代社会の諸問題	2	
高度情報社会の理解	2	

社会 に 生 き る	キャリア・プランニ ング	地 域 社 会 と キ ャ リ ア 構 想	2
		キ ャ リ ア 実 践	2
		日 本 語 表 現 法	2
		イ ン タ ー ン シ ッ プ 実 践	2
		キ ャ リ ア 展 望 ー 生 き 抜 く 力 ー	2
科 学 と 人 間 を 深 め る	APU教養連携科目	い の ち と 防 災 の 科 学	2
	自 然 科 学	教 養 の た め の 科 学	2
		現 代 物 理 学	2
		地 球 の 科 学	2
		生 活 の 中 の 化 学	2
		生 命 の 科 学	2
		環 境 の 科 学	2
	人 文 科 学	哲 学 入 門	2
		心 理 学 入 門	2
		文 学 入 門	2
		芸 術 鑑 賞 入 門	2
		芸 術 表 現 (美 術)	2
		芸 術 表 現 (音 楽)	2
	情 報 科 学	情 報 リ テ ラ シ ー	2
		メ デ ィ ア 情 報 基 礎	2
		デ ー タ サ イ エ ン ス へ の 招 待 ー 実 践 編 ー	2
		生 涯 ス ポ ー ツ 論	2
	ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 学	健 康 と か ら だ の 科 学	2
		健 康 と こ こ ろ の 科 学	2
健 康 生 活 学		2	
ス ポ ー ツ 実 践 演 習		2	
APU教養特別科目	教 養 留 学 修 得 科 目	6	
	県 大 エ ッ セ ン シ ャ ル	2	
	県 大 教 養 ゼ ミ ナ ー ル	4	

履修方法

- 1 外国語科目の日本語Ⅰ及び日本語Ⅱを履修できるのは、第62条に規定する外国人留学生に限る。
- 2 外国語学部の学生は、30単位以上(APU教養コア科目4単位、グローバル社会の諸問題又は多文化理解から2単位、専攻外国語以外の外国語科目又は外国語セミナーから8単位、地域を掘り下げるから2単位、社会に生きるから2単位、スポーツ実践演習を除く科学と人間を深めるから2単位及びスポーツ実践演習から2単位を含む。)を修得しなければならない。
- 3 外国語学部の学生で、前項に定める単位数を超えて修得した場合は、前項に定める単位数を下回らない限度において、外国語科目又は外国語セミナーの単位数のうち4単位までを専門教育科目の単位数として算入することができる。
- 4 日本文化学部の学生は、36単位以上(APU教養コア科目4単位、外国語科目及び外国語セミナーから12単位(同一言語科目12単位又は同一言語科目8単位及び他の同一言語科目4単位)、地域を掘り下げるから2単位、社会に生きるから2単位、スポーツ実践演習を除く科学と人間を深めるから2単位、スポーツ実践演習から2単位を含む。)を修得しなければならない。
- 5 教育福祉学部の学生は、36単位以上(APU教養コア科目4単位、APU教養連携科目及びAPU教養特別科目から2単位、外国語科目及び外国語セミナーから12単位(同一言語8単位及び他の同一言語4単位又は同一言語12単位)、地域を掘り下げるから2単位、社会に生きるから2単位、自然科学から2単位、人文科学から2単位及びスポーツ実践演習2単位を含む。)を修得しなければならない。
- 6 看護学部の学生は、20単位以上(APU教養コア科目4単位、英語Ⅰ4単位、スポーツ実践演習2単位並びにグローバル社会の諸問題、多文化理解、ポルトガル語Ⅰ、スペイン語Ⅰ、中国語Ⅰ、地域を掘り下げる、社会に生きる、科学と人間を深める(スポーツ実践演習を除く。)及びAPU教養特別科目から10単位(ただし、ポルトガル語Ⅰ・スペイン語Ⅰ・中国語Ⅰは同一言語2単位を上限とする))を修得しなければならない。
- 7 情報科学部の学生は、28単位以上(APU教養コア科目4単位、英語8単位、地域を掘り下げるから2単位、社会に生きるから2単位、科学と人間を深める(情報リテラシー、メディア情報基礎及びスポーツ実践演習を除く)から2単位、スポーツ実践演習2単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第2の2(第41条関係)

学術交流協定大学留学生対象科目

科目区分	授業科目	単位数
日本語科目	総合日本語Ⅰ	2
	総合日本語Ⅱ	2
	総合日本語Ⅲ	2
	聴解・会話Ⅰ	2
	聴解・会話Ⅱ	2
	聴解・会話Ⅲ	2
	入門日本語	1
	日本語実践Ⅰ	2
	日本語実践Ⅱ	2
	日本語文章表現Ⅰ	2
	日本語文章表現Ⅱ	2
	語彙・漢字	2
	日本語読解	2
異文化理解科目	トピックディスカッション	4
	日本を知る	4
	愛知を知る	4

備考:学術交流協定大学留学生対象科目とは、学術交流協定を締結している外国の大学から受け入れた留学生が履修することができる科目をいう。
「日本語科目」の各科目は、前期・後期各1単位を履修することができる。
ただし、「入門日本語」「日本語実践Ⅰ」は、前期・後期いずれかの学期のみ履修することができる。
「異文化理解科目」の各科目は、前期・後期各2単位を履修することができる。

別表第3(第42条関係)

1 外国語学部
(1) 英米学科

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		Communicative English I	3
		Communicative English II	1
		Academic English I	3
		Academic English II	1
		Academic English III	2
		English Phonetics	2
		Grammar & Basic Writing	2
		Academic Writing I	2
		Academic Writing II	2
		Academic Writing III	2
		Research & Presentation I	2
		Research & Presentation II	2
		Research & Presentation III	2
		ビジネス英語	2
		時事英語	2
		科学技術英語	2
		翻訳技法	2
		通訳技法 I	2
	通訳技法 II	2	
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
学科基礎科目		研究概論 (イギリスの社会)	2
		研究概論 (アメリカの社会)	2
		研究概論 (イギリスの文学・文化)	2
		研究概論 (アメリカの文学・文化)	2
		研究概論 (英語学)	2
		基礎演習 I	2
		基礎演習 II (イギリスの社会)	2
		基礎演習 II (アメリカの社会)	2
		基礎演習 II (イギリスの文学・文化)	2
		基礎演習 II (アメリカの文学・文化)	2
	基礎演習 II (英語学・英語教育)	2	
研究各論		研究各論 (イギリスの歴史)	4
		研究各論 (イギリスの外交)	2
		研究各論 (英連邦と国際社会)	2
		研究各論 (イギリスの社会・思想)	4
		研究各論 (イギリスの文化交流)	4
		研究各論 (アメリカの歴史)	4
		研究各論 (アメリカの政治・外交)	4
		研究各論 (アメリカの社会・経済)	4
		研究各論 (英米特殊講義 : 社会)	2
		研究各論 (イギリスの文学・文化史)	4
		研究各論 (イギリスの文学・文化)	4
		研究各論 (アメリカの文学・文化史)	4
		研究各論 (アメリカの文学・文化)	4
		研究各論 (英米の映画・視聴覚文化)	4
		研究各論 (英語圏の文化批評)	4
		研究各論 (英米特殊講義 : 文学・文化)	2
		研究各論 (現代英語の諸相)	2
		研究各論 (現代英語の特質)	2
	研究各論 (英語の成立と変容)	4	

		研究各論（英語学研究Ⅰ（コア））	4
		研究各論（英語学研究Ⅱ（発展））	4
		研究各論（英語教育）	4
		研究各論（英米特殊講義：英語学）	2
		研究各論（Comparative Studies【Culture and Literature】）	2
		研究各論（Comparative Studies【Language】）	2
		研究各論（Comparative Studies【International Relations】）	2
研 究 講 読		研究講読Ⅰ（英米の社会）	4
		研究講読Ⅰ（英米の文学・文化）	4
		研究講読Ⅰ（英語学・英語教育）	4
		研究講読Ⅱ（イギリスの社会）	4
		研究講読Ⅱ（アメリカの社会）	4
		研究講読Ⅱ（イギリスの文学・文化）	4
		研究講読Ⅱ（アメリカの文学・文化）	4
		研究講読Ⅱ（英語学・英語教育）	4
研 究 演 習		研究演習（イギリスの社会）	8
		研究演習（アメリカの社会）	8
		研究演習（イギリスの文学・文化）	8
		研究演習（アメリカの文学・文化）	8
		研究演習（英語学・英語教育）	8
学部共通専門科目	学部共通研究各論	(5) 学部共通専門科目参照	
	学部共通英語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
	関連言語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
多言語社会課程科目		(5) 学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文	8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	20
教 職 科 目		教科教育法（英語）Ⅰ	2
		教科教育法（英語）Ⅱ	2
		教科教育法（英語）Ⅲ	2
		教科教育法（英語）Ⅳ	2
		教育実習（中学校）Ⅰ	2
		教育実習（中学校）Ⅱ	2
		教育実習（高等学校）Ⅰ	2
		教育実習（高等学校）Ⅱ	2
履修方法			
1 94単位以上(専攻言語科目から24単位、学科基礎科目から14単位、研究各論から12単位、学部共通専門科目から12単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から8単位)、研究講読から8単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			
2 多言語社会課程を履修する英米学科の学生は、94単位以上(専攻言語科目から22単位、学科基礎科目から14単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究講読から4単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			

別表第3(第42条関係)

(2) ヨーロッパ学科
ア フランス語圏専攻

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		フランス語 I (基礎)	2
		フランス語 I (文法)	2
		フランス語 I (応用)	2
		フランス語 I (会話)	2
		フランス語 II (文法)	2
		フランス語 II (応用)	2
		フランス語 II (会話)	2
		フランス語 II (作文)	2
		フランス語 III (会話)	2
		フランス語 III (作文)	2
		フランス語 IV (会話)	2
		フランス語 IV (作文)	2
		上級フランス語 (時事)	2
		上級フランス語 (翻訳・通訳)	2
		基礎講読 (フランス語圏社会)	2
		基礎講読 (フランス語圏文化)	2
		上級講読 (フランス語圏歴史・社会)	4
	上級講読 (フランス語圏政治・経済)	4	
	上級講読 (フランス語学)	4	
	上級講読 (フランス語圏文学・文化)	4	
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
専攻基礎科目		研究概論 (フランス語圏社会)	2
		研究概論 (フランス語学)	2
		研究概論 (フランス語圏文学・文化)	2
		基礎演習 I	2
		基礎演習 II (フランス語圏社会)	2
		基礎演習 II (フランス語圏文化)	2
研究各論		研究各論 (フランス語圏歴史・社会)	8
		研究各論 (フランス語圏政治・経済)	8
		研究各論 (フランス語学)	8
		研究各論 (フランス語圏文学・文化)	8
		研究各論 (フランス語圏特殊講義)	4
研究演習		研究演習 (フランス語学)	8
		研究演習 (フランス語圏文学・文化)	8
		研究演習 (フランス語圏歴史・社会)	8
		研究演習 (フランス語圏政治・経済)	8
学部共通専門科目	学部共通研究各論	(5) 学部共通専門科目参照	
	学部共通英語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
	関連言語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
多言語社会課程科目		(5) 学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文	8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	20
教職科目		教科教育法 (フランス語) I	2
		教科教育法 (フランス語) II	2
		教育実習 (高等学校) I	2
		教育実習 (高等学校) II	2
履修方法			
1 94単位以上(専攻言語科目から30単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から12単位、学部共通専門科目から16単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から12単位)、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			

2 多言語社会課程を履修するフランス語圏専攻の学生は、94単位以上(専攻言語科目から26単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から4単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第3(第42条関係)

イ スペイン語・ポルトガル語圏専攻
A スペイン語圏コース

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		スペイン語総合	4
		スペイン語会話・作文Ⅰ	4
		スペイン語文法	2
		スペイン語講読	2
		スペイン語会話・作文Ⅱ	4
		スペイン語会話・作文Ⅲ	4
		スペイン語学術作文	2
		スペイン語文献読解	6
		専門分野スペイン語 a (コミュニケーション)	2
		専門分野スペイン語 b (時事・ビジネス)	2
		スペイン語アカデミックプレゼンテーション	2
		スペイン語実践Ⅰ	2
		スペイン語実践Ⅱ	2
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
専攻基礎科目		地域研究概論(イベリア半島)	2
		地域研究概論(ラテンアメリカ)	2
		地域研究概論(ポルトガル語圏)	2
		スペイン語圏研究概論(言語)	2
		スペイン語圏研究概論(文学)	2
		基礎演習Ⅰ	2
		基礎演習Ⅱ(社会)	2
	基礎演習Ⅱ(文化)	2	
研究各論		研究各論(スペイン語圏言語)	4
		研究各論(スペイン語圏文学)	4
		研究各論(イベロアメリカ文化)	4
		研究各論(イベリア半島の歴史と現在)	4
		研究各論(スペイン・地中海地域論)	4
		研究各論(ラテンアメリカの歴史と現在)	4
		研究各論(ラテンアメリカ政治・経済)	4
		研究各論(ポルトガル語圏言語・文学)	2
		研究各論(ポルトガル語圏の歴史と現在)	2
		研究各論(イベロアメリカ特殊講義)	4
		研究各論(地域社会と言語)	4
		研究各論(Estudios de Japón e Iberoamérica)	4
		研究各論(Estudios do mundo lusófono)	2
研究演習		研究演習(イベロアメリカ言語・社会)	8
		研究演習(スペイン語圏文学・文化)	8
		研究演習(ラテンアメリカ文化)	8
		研究演習(ラテンアメリカ社会)	8
		研究演習(ラテンアメリカ政治・経済)	8
		研究演習(イベリア半島地域研究)	8
		研究演習(日欧比較都市研究)	8
学部共通専門科目	学部共通研究各論	(5) 学部共通専門科目参照	
	学部共通英語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
	関連言語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
多言語社会課程科目		(5) 学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文	8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	20
教職科目		教科教育法(スペイン語)Ⅰ	2
		教科教育法(スペイン語)Ⅱ	2
		教育実習(高等学校)Ⅰ	2
		教育実習(高等学校)Ⅱ	2

履修方法

- 1 94単位以上(専攻言語科目から28単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から12単位、学部共通専門科目から16単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から12単位)、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。
- 2 多言語社会課程を履修するスペイン語・ポルトガル語圏専攻(スペイン語圏コース)の学生は、94単位以上(専攻言語科目から26単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から2単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第3(第42条関係)

イ スペイン語・ポルトガル語圏専攻

B ポルトガル語圏コース

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		ポルトガル語会話・作文Ⅰ	4
		ポルトガル語語彙トレーニング	1
		ポルトガル語発音・聴解	1
		ポルトガル語文法Ⅰ	2
		ポルトガル語会話・作文Ⅱ	4
		ポルトガル語文法Ⅱ	2
		ポルトガル語読解(コミュニテイ)	2
		ポルトガル語読解(グローバルイシュー)	2
		ポルトガル語実践(リサーチ・発信プロジェクト)	4
		ポルトガル語アカデミックライティング	2
		ポルトガル語アカデミックプレゼンテーション	2
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
専攻基礎科目		地域研究概論(ポルトガル語圏)	2
		地域研究概論(イベリア半島)	2
		地域研究概論(ラテンアメリカ)	2
		スペイン語圏研究概論(言語)	2
		スペイン語圏研究概論(文学)	2
		基礎演習Ⅰ	2
		基礎演習Ⅱ(社会)	2
	基礎演習Ⅱ(文化)	2	
研究各論		研究各論(ポルトガル語圏言語・文学)	2
		研究各論(ポルトガル語圏の歴史と現在)	2
		研究各論(Estudios do mundo lusófono)	2
		研究各論(ラテンアメリカの歴史と現在)	4
		研究各論(イベロアメリカ文化)	4
		研究各論(ラテンアメリカ政治・経済)	4
		研究各論(イベリア半島の歴史と現在)	4
		研究各論(地域社会と言語)	4
		研究各論(スペイン語圏言語)	4
		研究各論(スペイン語圏文学)	4
		研究各論(スペイン・地中海地域論)	4
		研究各論(イベロアメリカ特殊講義)	4
	研究各論(Estudios de Japón e Iberoamérica)	4	
研究演習		研究演習(イベロアメリカ言語・社会)	8
		研究演習(スペイン語圏文学・文化)	8
		研究演習(ラテンアメリカ文化)	8
		研究演習(ラテンアメリカ社会)	8
		研究演習(ラテンアメリカ政治・経済)	8
		研究演習(イベリア半島地域研究)	8
		研究演習(日欧比較都市研究)	8
学部共通専門科目	学部共通研究各論	(5) 学部共通専門科目参照	
	学部共通英語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
	関連言語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
多言語社会課程科目		(5) 学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文	8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	20
履修方法			
1 94単位以上(専攻言語科目から26単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から12単位、学部共通専門科目から16単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から12単位)、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			

2 多言語社会課程を履修するスペイン語・ポルトガル語圏専攻(ポルトガル語圏コース)の学生は、94単位以上(専攻言語科目から26単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から4単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第3(第42条関係)

ウドイツ語圏専攻

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		ドイツ語 I (文法)	2
		ドイツ語 I (総合)	6
		ドイツ語 I (会話)	2
		ドイツ語 II (文法)	2
		ドイツ語 II (講読)	4
		ドイツ語 II (作文)	2
		ドイツ語 II (会話)	2
		ドイツ語 III (講読)	2
		ドイツ語 III (作文)	2
		ドイツ語 III (会話)	2
		ドイツ語 IV (総合)	2
		ドイツ語 IV (会話)	2
		ドイツ語 実践 I	1
ドイツ語 実践 II	1		
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
専攻基礎科目		研究概論 (ドイツ語圏文学)	2
		研究概論 (ドイツ語圏文化)	2
		研究概論 (ドイツ語圏社会)	2
		基礎演習 I	2
		基礎演習 II (言語・文化)	2
研究各論		基礎演習 II (社会)	2
		研究各論 (ドイツ文学)	4
		研究各論 (ドイツ文化)	4
		研究各論 (ドイツ語学)	4
		研究各論 (北欧の言語・文化)	4
		研究各論 (ドイツ史)	4
		研究各論 (ドイツ政治)	4
		研究各論 (ドイツ経済)	4
		研究各論 (ドイツ法)	4
研究各論 (ドイツ語圏特殊講義)	8		
研究講読		研究講読 (ドイツ語圏文化)	8
		研究講読 (ドイツ語圏社会)	8
研究演習		研究演習 (ドイツ文学)	8
		研究演習 (ドイツ文化)	8
		研究演習 (ドイツ語学)	8
		研究演習 (北欧の言語・文化)	8
		研究演習 (ドイツ史)	8
		研究演習 (ドイツ政治)	8
学部共通研究各論	学部共通研究各論	(5) 学部共通専門科目参照	
		学部共通英語科目	(5) 学部共通専門科目参照
		関連言語科目	(5) 学部共通専門科目参照
多言語社会課程科目		(5) 学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文	8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	20
教職科目		教科教育法 (ドイツ語) I	2
		教科教育法 (ドイツ語) II	2
		教育実習 (高等学校) I	2
		教育実習 (高等学校) II	2
履修方法			

- 1 94単位以上(専攻言語科目から26単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から12単位、学部共通専門科目から16単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から12単位)、研究講読から4単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。
- 2 多言語社会課程を履修するドイツ語圏専攻の学生は、94単位以上(専攻言語科目から26単位、専攻基礎科目から8単位、研究各論から4単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究講読から2単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第3(第42条関係)

(3) 中国学科

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		中国語 I (基礎)	6
		中国語 I (総合)	2
		中国語 I (文法作文)	2
		中国語 I (会話)	2
		中国語 II (総合)	4
		中国語 II (講読)	2
		中国語 II (文法作文)	2
		中国語 II (会話)	2
		中国語 III (講読)	2
		中国語 III (文法作文)	2
		中国語 III (会話)	2
		ビジネス中国語	2
		応用ビジネス中国語	1
		観光中国語	2
		時事中国語	2
	医療・福祉中国語	2	
	東アジア言語	2	
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
学科基礎科目		研究概論(中国語・言語民族)	2
		研究概論(中国文学・文化)	2
		研究概論(中国歴史・社会)	2
		研究概論(中国政治・経済)	2
		研究概論(東アジア社会)	2
		基礎演習 I	2
		基礎演習 II(中国歴史・社会)	2
		基礎演習 II(中国政治・経済)	2
		基礎演習 II(中国語・言語民族)	2
	基礎演習 II(中国文学・文化)	2	
特殊研究		翻訳・通訳演習	4
		原語特殊講義(中国事情)	2
		原語特殊講義(言語文化)	2
	原語特殊講義(歴史社会)	2	
研究各論		研究各論(中国歴史・社会)	4
		研究各論(中国政治・経済)	4
		研究各論(中国文学・文化)	4
		研究各論(中国語・言語民族)	4
		研究各論(東アジア社会)	4
研究講読		研究講読(中国歴史・社会)	4
		研究講読(中国政治・経済)	4
		研究講読(中国語・言語民族)	4
		研究講読(中国文学・文化)	4
研究演習		研究演習(中国歴史・社会)	8
		研究演習(中国政治・経済)	8
		研究演習(中国語・言語民族)	8
		研究演習(中国文学・文化)	8
	研究演習(東アジア社会)	8	
学部共通専門科目	学部共通研究各論	(5) 学部共通専門科目参照	
	学部共通英語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
	関連言語科目	(5) 学部共通専門科目参照	
多言語社会課程科目		(5) 学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文	8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	20

教 職 科 目	教 科 教 育 法 (中 国 語) I	2
	教 科 教 育 法 (中 国 語) II	2
	教 育 実 習 (高 等 学 校) I	2
	教 育 実 習 (高 等 学 校) II	2

履修方法

- 1 94単位以上(専攻言語科目から32単位、学科基礎科目から10単位、特殊研究・研究各論から12単位、学部共通専門科目から12単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から8単位)、研究講読から4単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。
- 2 翻訳・通訳コースの学生は、94単位以上(専攻言語科目から32単位、学科基礎科目から10単位、特殊研究から4単位、研究各論から8単位、学部共通専門科目から12単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論から8単位)、研究講読から4単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。
- 3 多言語社会課程を履修する中国学科の学生は、94単位以上(専攻言語科目から28単位、学科基礎科目から8単位、特殊研究・研究各論から4単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第3(第42条関係)

(4) 国際関係学科

科目区分		授業科目	単位数
専攻言語科目		リーディング I	2
		ライティング I	2
		オーラル・コミュニケーション I	2
		インテグレイテッド・オーラル・イングリッシュ	1
		ディベート	2
		リーディング II	2
		ライティング II	2
		オーラル・コミュニケーション II	2
		トピック・リーディング	2
		プレゼンテーション	2
		インフォメーション・リテラシー・アンド・リサーチ・プラクティス	1
		ライティング・フォー・アカデミック・パーパス	1
ライティング・フォー・ビジネス・パーパス	1		
学部共通専門科目	学部共通基礎科目	(5) 学部共通専門科目参照	
学科基礎科目		研究概論	4
		基礎演習 I	4
		基礎演習 II	2
		プロジェクト型演習	2
研究各論		研究各論(社会言語学)	2
		研究各論(民族問題)	2
		研究各論(多言語社会研究 I)	2
		研究各論(多言語社会研究 II)	2
		研究各論(異文化コミュニケーション)	2
		研究各論(共生社会とコミュニケーション実践)	2
		研究各論(日本語教育学概論)	2
		研究各論(共生のための日本語教育学)	2
		研究各論(共生社会と教育)	2
		研究各論(多文化社会論)	2
		研究各論(国際法 I)	2
		研究各論(国際法 II)	2
		研究各論(国際政治学)	2
		研究各論(国際協力)	2
		研究各論(NPO・NGO論)	2
		研究各論(地域社会論)	2
		研究各論(アジア・新興国論)	2
		研究各論(日本経済と新興国)	2
		研究各論(ロシア研究)	2
		研究各論(アフリカ研究)	2
		研究各論(東南アジア社会研究)	2
		研究各論(アジア文化研究)	2
		研究各論(民族言語研究)	2
		研究各論(文化人類学 I)	2
		研究各論(文化人類学 II)	4
		研究各論(民族音楽学)	2
		研究各論(世界経済論)	4
		研究各論(グローバル金融)	2
		研究各論(国際法 III)	4
		研究各論(国際政治経済)	2
		研究各論(国際関係史)	2
		研究各論(グローバル・ガバナンス)	2
		研究各論(国際紛争)	2
		研究各論(東南アジア社会特講)	2
研究各論(ロシア特講)	2		
研究各論(国際特殊講義)	2		
研究講読	研究講読	4	
研究演習	研究演習	8	

学部 共通 専門 科目	学部共通研究各論	(5)	学部共通専門科目参照	
	学部共通英語科目	(5)	学部共通専門科目参照	
	関連言語科目	(5)	学部共通専門科目参照	
多言語社会課程科目		(5)	学部共通専門科目参照	
卒業論文		卒業論文		8
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目		20
履修方法				
<p>1 94単位以上(専攻言語科目から22単位、学科基礎科目から10単位、研究各論から16単位、学部共通専門科目から12単位(学部共通基礎科目から4単位及び学部共通研究各論・学部共通英語科目・関連言語科目から8単位)、研究講読から4単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。</p> <p>2 多言語社会課程を履修する国際関係学科の学生は、94単位以上(専攻言語科目から21単位、学科基礎科目から10単位、研究各論から4単位、学部共通専門科目から20単位(学部共通基礎科目から4単位、学部共通研究各論から12単位、学部共通英語科目・関連言語科目から4単位)、多言語社会課程科目から12単位、研究講読から2単位、研究演習から8単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。</p>				

別表第3(第42条関係)

(5) 学部共通専門科目

科目区分		授業科目	単位数
学部共通基礎科目		社会言語学入門	2
		言語研究入門	2
		社会科学入門	2
		歴史学入門	2
		比較文化研究入門	2
		フイールド研究入門	2
学部共通研究各論	言語研究	研究各論(言語学)	2
		研究各論(言語の類型)	2
		研究各論(音声学)	2
		研究各論(言語と音)	2
		研究各論(社会言語学)	2
		研究各論(歴史言語学)	2
		研究各論(比較言語学)	2
		研究各論(認知言語学)	2
		研究各論(現代英語の特質)	2
		研究各論(日本語学)	2
		研究各論(現代日本語の諸問題)	2
		研究各論(日本語音声学)	2
		研究各論(日本語文法論)	2
	研究各論(現代日本語文法研究)	2	
	歴史・文化論	研究各論(文学・批評)	2
		研究各論(映像文化・演劇)	2
		研究各論(科学技術史)	2
		研究各論(思想史)	2
		研究各論(宗教学)	2
		研究各論(コロニアリズム文化史)	2
		研究各論(ヨーロッパ中世・近世史)	2
	研究各論(モノ・人の動きからみた世界史)	2	
	多言語・多文化社会	研究各論(移民と文化接触)	2
		研究各論(民族問題)	2
		研究各論(多言語社会研究Ⅰ)	2
		研究各論(多言語社会研究Ⅱ)	2
		研究各論(異文化コミュニケーション)	2
		研究各論(共生社会とコミュニケーション実践)	2
		研究各論(日本語コースデザイン論)	2
		研究各論(日本語学習支援とメディアリテラシー)	2
		研究各論(日本語教育学概論)	2
		研究各論(共生のための日本語教育学)	2
	国際社会	研究各論(国際法Ⅰ)	2
		研究各論(国際法Ⅱ)	2
		研究各論(国際政治学)	2
		研究各論(国際協力)	2
		研究各論(比較政治・政治史)	2
		研究各論(英連邦と国際社会)	2
		研究各論(南北アメリカ国際関係)	2
	市民社会・地域社会	研究各論(コミュニティ通訳論)	2
		研究各論(地域と国家)	2
		研究各論(現代民主主義論)	2
研究各論(メディアと人権)		2	
研究各論(ジェンダー論)		2	
研究各論(都市・地域再生論)		2	
研究各論(NPO・NGO論)		2	
研究各論(地域社会論)	2		
	研究各論(アジア・新興国論)	2	
	研究各論(日本経済と新興国)	2	
	研究各論(ロシア研究)	2	

アジア・新興国	研究各論（アフリカ研究）	2
	研究各論（東南アジア社会研究）	2
	研究各論（アジア文化研究）	2
	研究各論（アジア政治経済研究）	2
	研究各論（中東・イスラーム圏研究）	2
	研究各論（特殊講義）	4
学部共通英語科目	Advanced Seminars in English A	4
	Advanced Seminars in English B	6
関連言語科目	古語	4
	諸地域言語（ヨーロッパ諸語）	4
	諸地域言語（アジア諸語）	4
多言語社会課程科目	多言語社会共通演習	8
	多言語社会特殊演習	4
	多言語社会フィールド実習	4

別表第3(第42条関係)

2 日本文化学部
(1) 国語国文学科

科目区分	授業科目	単位数	
学部共通科目	日本文化学概論	4	
	比較文化史	4	
	世界の中的日本のことば・文学	4	
	災害・文化・くらしの特別研究	2	
学科基礎科目	国文学基礎研究(上代)	4	
	国文学基礎研究(中古)	4	
	国文学基礎研究(中世)	4	
	国文学基礎研究(近世)	4	
	国文学基礎研究(近代)	4	
	国語学基礎研究	4	
	漢文学基礎研究	4	
	国文学史(上代・中古)	2	
	国文学史(中世・中世)	2	
	国文学史(中世・近世)	2	
	国文学史(近世・近代)	2	
	国語学概説	4	
	国語学史	4	
	漢文学論	4	
学科基幹科目	国文学各論(上代)	4	
	国文学各論(中古)	4	
	国文学各論(中世)	4	
	国文学各論(近世)	4	
	国文学各論(近代)	4	
	国語学各論	4	
	漢文学各論	4	
	国文学特殊講義	4	
	国語学特殊講義	4	
	漢文学特殊講義	2	
	国文学研究(上代)	8	
	国文学研究(中古)	8	
	国文学研究(中世)	8	
	国文学研究(近世)	8	
	国文学研究(近代)	8	
	国語学研究(音韻・表記)	8	
	国語学研究(文法・表現)	8	
	漢文学研究	8	
	国文学演習(上代)	8	
	国文学演習(中古)	8	
	国文学演習(中世)	8	
	国文学演習(近世)	8	
	国文学演習(近代)	8	
	国語学演習(音韻・表記)	8	
	国語学演習(文法・表現)	8	
	漢文学演習	8	
	卒業論文文演習	4	
	国語学実習	1	
	国語学実習	1	
	卒業論文	8	
	関連科目	書道 I	2
		書道 II	2
		言語学	4
	教職科目	教科教育法(国語) I	2
教科教育法(国語) II		2	
教科教育法(国語) III		2	
教科教育法(国語) IV		2	
教育実習(中学校) I		2	
教育実習(中学校) II		2	
教育実習(高等学校) I	2		
教育実習(高等学校) II	2		
海外協定大学修得科目	海外研修(文学・コミュニケーション)	8	
履修方法			
88単位以上(学部共通科目から8単位、学科基礎科目から20単位、学科基幹科目から28単位、卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			

別表第3(第42条関係)

(2) 歴史文化学科

科目区分		授業科目	単位数
学部共通科目	目	日本文化学概論	4
		比較文化史	4
		世界の日本のことば・文学	4
		災害・文化・くらしの特別研究	2
学科基礎科目	基礎科目 I 論	歴史文化学概論	2
		歴史文化学概論	2
		比較文化学概論	2
		社会学概論	2
		歴史文化学基礎演習 I	2
	基礎科目 II 習	歴史文化学基礎演習 II	2
		比較文化学基礎演習 I	2
		比較文化学基礎演習 II	2
		社会学基礎演習 I	2
		社会学基礎演習 II	2
学科	歴史文化学	日本史概説	2
		歴史地理学	4
		比較史考古学	4
		歴史学(美術)	4
		歴史学(史学史)	2
		歴史学(地域史)	4
		歴史学(比較)	4
		歴史学(社会)	4
		歴史学(思想・宗教)	4
		歴史学(演習)	4
	社会文化学	地域文化論	2
		歴史社会学	2
		地域誌	4
		人文地理学	4
		日本民俗学	2
		地域社会学	4
		現代日本社会論	4
		家族社会学	4
	資料学	歴史文化資料学(歴史文化)	I 2
		歴史文化資料学(歴史文化)	II 2
		歴史文化資料学(比較文化)	I 2
		歴史文化資料学(比較文化)	II 2
		歴史文化資料学(社会文化)	I 2
		歴史文化資料学(社会文化)	II 2
		近世・中世文書演習	4
		古代・中世文書演習	4
		資料語調文獻講読	4
		外国語文獻講読	4
目	比較文化学	世界史総論	4
		世界史各論	2
		文化人類学総論	4
		社会思想史	2
		現代思想論	2
		比較社会論	2
		文化交渉史	4
		比較法政治学	4
		歴史文化学演習	8
		卒業論文	卒業論文
関連科目	目	博物館概論	2
		博物館経営論	2
		博物館資料論	2
		博物館資料保存論	2
		博物館展示論	2
		博物館情報・メディア論	2
		博物館教育論	2
		博物館実習(事前事後指導)	2
		博物館実習	1
		自然地理学	2
経済学	4		
教職科目	目	国際法総論	4
		教科教育法(社会・地歴)	I 2
		教科教育法(社会・地歴)	II 2
		教科教育法(社会・公民)	I 2
		教科教育法(社会・公民)	II 2
		教育実習(中学校)	I 2
		教育実習(中学校)	II 2
		教育実習(高等学校)	I 2
		教育実習(高等学校)	II 2
		海外協定大学修得科目	海外研修(海外文化事情)
履修方法			
88単位以上(学部共通科目から8単位、学科基礎科目から10単位、学科基幹科目から42単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			

別表第3(第42条関係)

3 教育福祉学部

(1) 教育発達学科

科目区分		授業科目	単位数
学部 共通 科目		教育福祉学基礎演習	2
		教育福祉学特殊講義(人間)	2
		教育福祉学特殊講義(社会)	2
		教育発達学(教育)	2
		教育発達学(心理)	2
		教育史 I	2
		教育史 II	2
		特別支援教育論 I	1
		特別支援教育論 II	1
		生涯心理学	2
		発達心理学	2
		子ども家庭支援の心理学	2
		社会福祉学概論 I	2
		社会福祉学概論 II	2
		社会福祉事業史 I	2
		社会福祉事業史 II	2
		ソーシャルワーク論 I A	2
		ソーシャルワーク論 I B	2
		子ども家庭福祉論	2
		障害者福祉論	2
基 幹 科 目	研究 法	教育発達学研究法(教育)	2
		教育発達学研究法(心理)	2
		教育発達学研究法(教科教育)	2
		教育発達学研究法(保育)	2
		教育発達統計法	1
		インターナショナル・リサーチ A	2
	インターナショナル・リサーチ B	2	
	教育 原理	教育原	2
		教育制度論	2
		教育課程論	2
		学校経営	2
		教職入門	2
		保育原理	2
		社会的養護	2
		環境教育論	2
	教育 心理	教育心理学 I	1
		教育心理学 II	1
		幼児理解と相談支援	2
		教育相談論	2
		青年心理	2
障害児心理		2	
教育 指導 法	教育方法	1	
	教育におけるICT活用の理論と実践	1	
	総合的な学習の時間の指導法	1	
	幼児教育方法論	2	
	道徳教育論	2	
	特別活動論	1	
	生徒指導・進路指導とキャリア教育	2	
	保育・教育課程論 I	2	
	保育・教育課程論 II	2	
	幼小連携論	2	
教科 指導 論	国語科指導論	2	
	社会科指導論	2	
	算数科指導論	2	
	理科指導論	2	
	生活科指導論	2	
	音楽科指導論	2	
	図画工作科指導論	2	
	家庭科指導論	2	
	体育科指導論	2	
	外国語科指導論	2	

基 幹 科 目	保 育 内 容 論	保 育 内 容 論 (健 康)	2
		保 育 内 容 論 (人 間 関 係)	2
		保 育 内 容 論 (環 境)	2
		保 育 内 容 論 (言 葉)	2
		保 育 内 容 論 (表 現)	2
		乳 児 保 育 I	2
		乳 児 保 育 II	2
		障 害 児 保 育	2
		社 会 的 養 護 内 容	2
		子 ども 家 庭 支 援 論	2
		子 ども の 保 健	2
		子 ども の 健 康 と 安 全	2
		子 ども の 食 と 栄 養	2
科 目	教 科 ・ 領 域 研 究	国 語	2
		社 会 科	2
		数 学	2
		自 然 科	2
		生 活	2
		音 楽	2
		音 楽 実 技 A	1
		音 楽 実 技 B	1
		造 形	2
		造 形 実 技 A	1
		造 形 実 技 B	1
		家 庭 育	2
		体 育	2
		体 育 実 技 A	1
		体 育 実 技 B	1
		外 国 語	2
		健 康	1
		人 間 関 係	1
		環 境	1
		言 葉	1
表 現	2		
演 習	教 育 発 達 学 演 習 I	4	
	教 育 発 達 学 演 習 II	4	
展 開 科 目	教 育 実 践 研 究	教 育 実 習 指 導 (小 学 校 ・ 中 学 校)	1
		教 育 実 習 指 導 (幼 稚 園)	1
		教 育 実 習 (小 学 校 ・ 中 学 校) I	2
		教 育 実 習 (小 学 校 ・ 中 学 校) II	2
		教 育 実 習 (幼 稚 園) I	2
		教 育 実 習 (幼 稚 園) II	2
		保 育 実 習 指 導 I	2
		保 育 実 習 指 導 II (保 育 所)	1
		保 育 実 習 指 導 II (施 設)	1
		保 育 実 習 I (保 育 所)	2
		保 育 実 習 I (施 設)	2
		保 育 実 習 II (保 育 所)	2
		保 育 実 習 II (施 設)	2
		教 職 実 践 演 習	2
		保 育 ・ 教 職 実 践 演 習	2
		特 別 演 習	1
		教 育 臨 床	1
		教 育 現 場 学 習 A	1
		教 育 現 場 学 習 B	2
		サ ー ビ ス ・ ラ ー ニ ン グ	1
キ ャ リ ア ・ デ ザ イ ン	2		
海 外 協 定 大 学 修 得 科 目	海 外 研 修 (海 外 教 育 事 情)	8	
卒 業 論 文	卒 業 論 文	8	
履 修 方 法			
88単位以上(学部共通科目から14単位、研究法から6単位、教育原理から6単位、教育心理から4単位、教育指導法から4単位、演習8単位、教育実践研究から4単位、卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。			

別表第3(第42条関係)

(2) 社会福祉学科

科目区分		授業科目	単位数
学部 共通科目		教育福祉学基礎演習	2
		教育福祉学特殊講義(人間)	2
		教育福祉学特殊講義(社会)	2
		社会福祉学概論Ⅰ	2
		社会福祉学概論Ⅱ	2
		社会福祉事業史Ⅰ	2
		社会福祉事業史Ⅱ	2
		ソーシャルワーク論ⅠA	2
		ソーシャルワーク論ⅠB	2
		子ども家庭福祉論	2
		障害者福祉論	2
		教育発達学(教育)	2
		教育発達学(心理)	2
		教育史Ⅰ	2
		教育史Ⅱ	2
		特別支援教育論Ⅰ	1
		特別支援教育論Ⅱ	1
		生涯学習	2
		発達心理学	2
		子ども家庭支援の心理学	2
		基 幹 科 目	社会システム
社会調査法Ⅰ	2		
社会調査法Ⅱ	2		
権利擁護と成年後見	2		
社会保険論	4		
経済学(国際経済を含む)	4		
地域社会学Ⅰ	2		
地域社会学Ⅱ	2		
家族社会学Ⅰ	2		
家族社会学Ⅱ	2		
国際法総論	4		
国際関係論	2		
国際政治学	4		
人間理解	心理学概論Ⅰ		2
	心理学概論Ⅱ		2
	臨床心理学Ⅰ		2
	臨床心理学Ⅱ		2
	医学概論		2
	哲学	2	
	精神保健学	4	
	精神保健学	4	
対 人 援 助	援助の基礎	ソーシャルワーク論Ⅱ	4
		ソーシャルワーク論Ⅲ	4
		児童養護論	2
		高齢者福祉論Ⅰ	2
		高齢者福祉論Ⅱ	2
		公的扶助論	2
		保健医療福祉論	2
		司法福祉論	2
		精神保健福祉原論	4
		精神保健福祉制度論	2
精神保健福祉支援論	4		

基 幹 科	対 人 援 助	援助の展開	児 童 養 護 実 践 論	2	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 I	2	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 II	4	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 III	4	
			精 神 保 健 福 祉 演 習	6	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 I	2	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 II	4	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 I	2	
			ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 II	4	
			精 神 保 健 福 祉 実 習 指 導	6	
			精 神 保 健 福 祉 実 習	4	
			福 祉 デ ザ イ ン	地 域 福 祉 論	4
				社 会 福 祉 運 営 管 理 論	2
				多 文 化 社 会 論	2
文 献 講 読	4				
社 会 福 祉 演 習	I	4			
	II	4			
教 職 科 目	教 科 教 育 法 (社 会 ・ 公 民) I	2			
	教 科 教 育 法 (社 会 ・ 公 民) II	2			
	教 育 実 習 (高 等 学 校) I	2			
	教 育 実 習 (高 等 学 校) II	2			
海 外 協 定 大 学 修 得 科 目	海 外 研 修 (海 外 社 会 福 祉 事 情)	8			
卒 業 論 文	卒 業 論 文	8			
履修方法					
88単位以上(学部共通科目から14単位、社会システムから10単位、人間理解から6単位、援助の基礎から8単位、援助の展開から6単位、福祉デザインから4単位、文献講読4単位、社会福祉演習4単位及び卒業論文8単位を含む。)を修得しなければならない。					

別表第3(第42条関係)

4 看護学部

看護学科

科目区分		授業科目	単位数	
専門基礎・関連科目	専門	人体解剖学	1	
		人体組織学	1	
		人体生理学	1	
		人体機能学	1	
		栄養代謝学	1	
		学生化学	1	
		分子生物学	1	
		人間工学	1	
		看護のための化学と物理学	1	
		基礎	病因論	2
			病因論演習	1
			病理学総論	1
			病理学各論	1
			臨床検査医学	1
	臨床検査医学演習		1	
	内科系疾病論		2	
	外科系疾病論		2	
	老年系疾病論		1	
	小児系疾病論		1	
	基礎	精神・神経系疾病論	1	
		薬理学	1	
		看護学習法入門	1	
		臨床心理学	1	
		人間関係論	1	
		家族社会学	1	
		社会福祉学	1	
		看護英語	1	
		英語文献講読	1	
		英語文化特論	1	
		看護・英語海外研修	1	
		在留外国人の文化的ケア	1	
		保健医療統計学	1	
		医療概論	1	
		衛生行政論	1	
		公衆衛生学	1	
		健康管理学総論	1	
		健康管理学各論	1	
	臨床栄養学	1		
	運動指導論	1		
	保健行動論	1		
	疫学	1		
	保健医療情報学	1		
保健医療情報処理	1			
専門科目	総合看護学	看護学概論	2	
		看護倫理と理論	1	
		看護アセスメント論	1	
		看護過程論	1	
		生活援助技術論	3	
		診療援助技術論	3	
		初期体験看護実習	1	
		基礎看護学実習	2	
		看護管理学概論	1	
		看護管理学方法論	1	
看護者安全学	1			
看護管理学実習	1			

専 門 科 目	臨 床 看 護 学	母性看護学	母性看護学概論	1	
			母性看護方法論	1	
			周産期看護方法論	1	
		小児看護学	母性看護学実習	2	
			小児看護学概論	1	
			小児発達援助論	1	
			小児看護方法論	1	
		成人看護学	小児発達援助実習	1	
			小児看護学実習	2	
			成人看護学	成人急性期看護学概論	2
				周術期看護方法論	1
				成人急性期看護方法論	1
	成人慢性期看護学概論			1	
	成人慢性期看護方法論			1	
	リハビリテーション看護方法論	1			
	成人急性期看護学実習	2			
	成人慢性期看護学実習	2			
	成人看護学総合実習	2			
	広 域 看 護 学	地域・在宅看護学	地域看護学概論	1	
			地域看護方法論	1	
			国際保健学	1	
			国際看護学	1	
			在宅看護学概論	1	
			在宅看護方法論	1	
		老年看護学	在宅看護学実習	2	
			老年看護学概論	1	
			老年生活援助論	1	
		精神看護学	老年生活援助実習	1	
			老年看護学実習	2	
			精神看護学	精神看護学概論	1
				精神看護方法論	1
				精神看護援助論	1
				精神看護学実習	2
		地域精神看護学実習		1	
		看 護 の 統 合 と 探 求		看護の統合と実践	フィジカルアセスメント
			応用看護技術論：成人		1
	応用看護技術論：母性・小児		1		
	応用看護技術論：老年・在宅		1		
	臨床判断演習		1		
	看護学統合演習		1		
	災害看護学		1		
	災害看護学演習		1		
家族と看護	1				
総合講義：死と看護	1				
総合講義：最新医療と看護	1				
卒業研究	看護研究概論		1		
	卒業研究		1		
	卒業論文		1		

履修方法

109単位以上(人体の構造と機能の学6単位、疾病と治療の学14単位、健康援助の学16単位、基礎看護学14単位、看護管理学4単位、母性看護学5単位、小児看護学6単位、成人看護学13単位、地域・在宅看護学7単位、老年看護学6単位、精神看護学6単位、看護の統合と実践9単位、卒業研究3単位を含む。)を修得しなければならない。

別表第3(第42条関係)

5 情報科学部
情報科学科

科目群		授業科目	単位数
情報科学	数	微分積分 I	2
		微分積分 II	2
		応用数学	2
		線形代数 I	2
		線形代数 II	2
		離散数学 I	2
		離散数学 II	2
		代数	2
		幾何	2
		確率・統計 I	2
確率・統計 II	2		
情報科学	計算機	論理回路論	2
		コンピュータアーキテクチャ I	2
		コンピュータアーキテクチャ II	2
		オペレーティングシステム論	2
		コンピュータネットワーク論	2
		データベース論	2
		プログラミング言語論	2
		言語処理系論	2
情報科学	人と社会とのかかわり	情報社会の法と倫理	2
		情報システム分析	2
		社会情報デザイン	2
		ソフトウェア工学	2
		ヒューマンインターフェース論	2
情報科学	専門能力	コンピュータリテラシー	2
		メディアプレゼンテーション論	2
		論文作成技術	2
		プログラミング I	2
		プログラミング II	2
		プログラミング III	2
		プログラミング IV	2
プログラミング V	2		
情報科学	情報の原理	数値解析法 I	2
		数値解析法 II	2
		数理解計画法	2
		アルゴリズムとデータ構造 I	2
		アルゴリズムとデータ構造 II	2
		形式言語とオートマトン	2
		知識情報処理論	2
		パターン情報処理論	2
		画像処理論	2
		デジタル信号処理論	2
		情報処理論	2
		符号処理論	2
		生体情報処理論	2
情報科学	共通	情報科学概論	2
		通信ネットワーク	2
		情報セキュリティ	2
		通信理	2
		センシング	2
情報科学	データ科学	データサイエンス	2
		分散システム論	2

情報科学応用	シミュレーション	シミュレーション数理	2
		システム同定論	2
		数理モデル化と問題解決	2
	メディア	コンテンツデザイン	2
		音声・音響情報処理論	2
		コンピュータグラフィックス	2
	人工知能	自然言語処理	2
		機械学習	2
		コンピュータビジョン	2
		知能ロボティクス	2
ロボティクス	ロボットモーション	2	
	ロボットインタラクション	2	
	P B L	プロジェクトベースドラーニングⅠ	1
		プロジェクトベースドラーニングⅡ	1
プロジェクトベースドラーニングⅢ		1	
実験	情報科学実験Ⅰ	2	
	情報科学実験Ⅱ	2	
卒業研究	情報科学セミナー	2	
	卒業研究Ⅰ	3	
	卒業研究Ⅱ	3	
海外協定大学修得科目	海外協定大学修得科目	8	
履修方法			
<p>98単位以上(情報科学基礎72単位(数学10単位、計算機8単位、人・社会とのかかわり4単位、専門能力10単位、情報の原理12単位を含む)、情報科学応用12単位及び課題発見・問題解決14単位(PBL2単位、実験4単位、卒業研究8単位)を含む。)を修得しなければならない。</p>			

別表第4(第50条関係)

卒業必修単位数

学 部	教養教育科目	専門教育科目	合 計
外 国 語 学 部	30	94	124
日 本 文 化 学 部	36	88	124
教 育 福 祉 学 部	36	88	124
看 護 学 部	20	109	129
情 報 科 学 部	28	98	126